

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月30日

京都市長 榊本 頼 兼

京都市規則第107号

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第5号中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

第3号様式注以外の部分中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局政策推進室政策調整課)